○富山市重度心身障害者医療費助成条例

平成１７年４月１日
富山市条例第１６０号
改正　平成１８年３月３０日富山市条例第２６号
平成１８年３月３０日富山市条例第４４号
平成２０年３月２６日富山市条例第１３号
平成２０年３月２６日富山市条例第５０号
平成２３年３月２４日富山市条例第９号
平成２５年３月２７日富山市条例第９号

（目的）

第１条　この条例は、重度心身障害者に対し医療費を助成することにより、重度心身障害者の保健の向上を図り、もって重度心身障害者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この条例において「重度心身障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、身体障害者福祉法施行規則（昭和２５年厚生省令第１５号）別表第５号に規定する１級若しくは２級の障害がある者、又は富山県療育手帳交付要綱（昭和４９年富山県告示第１６５号）第２条の規定により療育手帳の交付を受けた者であって同要綱第５条第３号に規定する障害の程度が「A」と判定された者をいう。

２　この条例において「医療保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。

(1)　健康保険法（大正１１年法律第７０号）

(2)　船員保険法（昭和１４年法律第７３号）

(3)　国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）

(4)　国家公務員共済組合法（昭和３３年法律第１２８号）

(5)　地方公務員等共済組合法（昭和３７年法律第１５２号）

(6)　私立学校教職員共済法（昭和２８年法律第２４５号）

３　この条例において「保険医療機関等」とは、健康保険法第６３条第３項第１号の保険医療機関又は保険薬局その他規則で定める者をいう。

（受給資格者）

第３条　医療費の助成を受ける資格を有する者は、次の各号に掲げる要件を備える者とする。ただし、生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による保護を受けている者を除く。

(1)　市内に住所を有する者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）に規定する介護給付費等の支給決定、身体障害者福祉法に規定する措置その他規則で定める事由により規則で定める福祉施設に入所している者（以下「施設入所者」という。）を除く。）又は施設入所者（当該福祉施設への入所前の住所（継続して２以上の福祉施設に入所している者にあっては、最初に入所した福祉施設への入所前の住所）が市内にあった者に限る。）であること。

(2)　医療保険各法による被保険者又は組合員及びこれらの被扶養者であること。

(3)　重度心身障害者と同一の世帯と認められる全ての世帯員の当該年度において前年分（１月１日から６月３０日までの間に新たに受給資格の認定を受けようとする者にあっては、前々年分）の合計所得金額（所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２２条第２項及び第３項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額その他規則で定める所得の金額の合計額をいう。）の合算額が１，０００万円未満の世帯の者であること。

(4)　６５歳未満の重度心身障害者であること。

（資格の認定）

第４条　医療費の助成を受けようとする者は、受給資格の認定を市長に申請し、その認定を受けなければならない。

２　市長は、前項の認定を行ったときはその認定を受けた者（以下「受給権者」という。）に対し、その旨を証する証票（以下「受給権者証票」という。）を交付するものとする。

（資格喪失の時期）

第５条　受給権者は、第３条に規定する要件を欠くに至ったときは、その日の翌日（生活保護法による保護を受けるに至ったときは、その日）に、その資格を失う。

（助成金の交付）

第６条　市長は、受給権者が医療保険各法の規定による医療に関する給付（療養の給付その他の規則で定める給付に限る。）及び医療保険各法以外の法令の規定による国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付を受けたときは、その者に対し重度心身障害者医療費助成金（以下「助成金」という。）を交付する。

２　受給権者は、保険医療機関等で前項の医療に関する給付を受けようとするときは、当該保険医療機関等に受給権者証票を提示しなければならない。

（助成金の額）

第７条　助成金の額は、受給権者が受けた当該医療に要する費用の額のうち、当該医療を行う法令の規定により受給権者又は受給権者に係る健康保険法による被保険者若しくは国民健康保険法による世帯主その他これらに準ずる者が負担すべき額（他の法令の規定により給付を受けることができるときは、その額を控除した額）とする。

２　前項の医療に要する費用の額は、診療報酬の算定方法（平成２０年厚生労働省告示第５９号）により算定した額（当該医療を行う法令の規定によりこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、当該算定方法により算定した額）とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

（助成金の返還等）

第８条　第６条第１項の医療に関する給付を受ける事由が第三者の行為によって生じた場合において、当該給付を受けた受給権者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、市長は、その価額の限度において助成金の交付を行わないものとする。

２　市長は、前項の場合において、既に交付した助成金があるときは、当該助成金の額に相当する額の限度において、その返還を求めることができる。

３　偽りその他不正の行為によって助成金を受けた者があるときは、市長は、その者から助成金の額に相当する額の全部又は一部の返還を求めることができる。

（届出の義務）

第９条　受給権者は、氏名、住所等を変更し、又は受給資格を喪失したときは、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

（譲渡又は担保の禁止）

第１０条　助成金を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（受給権者証票の再交付）

第１１条　受給権者は、受給権者証票を破り、汚し、又は失ったときは、市長に再交付を申請することができるものとする。

（委任）

第１２条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成１７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日の前日までに、第３条に規定する医療費の助成を助ける資格を有する者について、合併前の富山市重度心身障害者医療費助成条例（昭和４９年富山市条例第３５号）、大沢野町重度心身

障害者等医療費助成条例（昭和５８年大沢野町条例第１号）、大山町重度心身障害者等医療費の助成に関する条例（昭和５８年大山町条例第１号）、八尾町重度心身障害者等医療費助成条例（昭和５８年八尾町条例第６４１号）、婦中町重度心身障害者等医療費助成条例（昭和５８年婦中町条例第１号）、山田村重度心身障害者等医療費助成条例（昭和５８年山田村条例第１号）又は細入村重度心身障害者等医療費助成条例（昭和５８年細入村条例第１号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（平成１８年３月３０日富山市条例第２６号）

この条例は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則（平成１８年３月３０日富山市条例第４４号）

（施行期日）

１　この条例は、平成１８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の富山市乳幼児医療費助成条例、富山市妊産婦医療費助成条例、富山市ひとり親家庭等医療費助成条例、富山市老人医療費助成条例及び富山市重度心身障害者医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附　則（平成２０年３月２６日富山市条例第１３号）

この条例は、平成２０年１０月１日から施行する。ただし、第２条第３項の改正規定は、同年４月１日から施行する。

附　則（平成２０年３月２６日富山市条例第５０号）

（施行期日）

１　この条例は、平成２０年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の富山市乳幼児医療費助成条例、富山市妊産

婦医療費助成条例、富山市ひとり親家庭等医療費助成条例、富山市老人医療費助成条例及び富山市重度心身障害者医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附　則（平成２３年３月２４日富山市条例第９号）

この条例は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則（平成２５年３月２７日富山市条例第９号）

この条例は、平成２５年４月１日から施行する。ただし、第３条中富山市重度心身障害者医療費助成条例第３条第３号の改正規定及び第８条中富山市婦中生活介護事業所条例第８条第１項第１号の改正規定（「第５条第６項」を「第５条第７項」に改める部分に限る。）は公布の日から、第１条中富山市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第１４条第２号の改正規定（「第５条第１２項」を「第５条第１１項」に改める部分に限る。）及び第６条中富山市消防団員等公務災害補償条例第１１条第１項第２号の改正規定（「第５条第１２項」を「第５条第１１項」に改める部分に限る。）は平成２６年４月１日から施行する。